



日によって少しずつ過ごしやすい日が増えてきたのではないのでしょうか？一方で、まだまだ残暑が厳しく、寝苦しい夜が続いているのでしょうか。夏の疲れがたまって、夏バテや夏かぜなどで、体調を崩したりしていませんか？盛夏よりも、少しずつ涼しくなるこの季節が、人の体にはこたえてくることが多いとも言われているためご注意ください。秋の夜長にはスズムシの音が聞こえてきますが、スズムシの鳴き声は人間の出す声と比べ、とても高く、人間の約300～3400ヘルツ間に対し、スズムシは約4500ヘルツ。そのためスズムシの鳴き声は電話を通して聞くことはできないようです。

軽減税率 Q&A！

Q1. ウォーターサーバーのレンタル及び使用する水の販売は適用対象となりますか？

A. ウォーターサーバーのレンタルについては、軽減税率の適用対象となりませんが、ウォーターサーバーで使用する水は、軽減税率の適用対象となります。

8% → 10%

Q2. みりん、料理酒等の販売は適用対象となりますか？

A. みりんは軽減税率の適用対象とならず、料理酒などの発酵調味料やみりん風調味料は、軽減税率の適用対象酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当しません。

Q3. ノンアルコールビールや甘酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 軽減税率の対象となる。

酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

消費税

8%



Q4. 健康食品、美容食品などの販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 軽減税率の対象となる。

人の飲用等に供される健康食品等も、医薬品等に該当しないものであれば、軽減税率の適用対象となります。

Q5. コンビニエンスストアのイートインスペースでの飲食は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 顧客に対して店内飲食が持ち帰りか意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の適用対象となるかならないかを判定します。（持ち帰りの場合には軽減税率の対象となります）

意思確認の際には毎回の質問を必要とするものではなく、例えば、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をして意思確認を行うなど、営業の実態に応じた方法で意思確認を行うこととして差し支えありません。

Q6. 回転寿司店でパック詰めした寿司を持ち帰る場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 食事後、顧客がパック詰めにして持ち帰ることとしても、軽減税率の適用対象となりません。

店内で飲食する寿司と区別されずに提供されたものは、その時点で「食事の提供」に該当し、その後、顧客がパック詰めして持ち帰ることとしても、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。なお、顧客が持ち帰り用として注文、パック詰めにしたものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

Q7. 映画館の売店での飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A 単に店頭で飲食料品を販売しているものですので、軽減税率の適用対象となります。

売店により、例えば、映画館の座席で次のような飲食料品の提供が行われる場合には、当該飲食料品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の適用対象となりません。

- ① 座席等で飲食させるための飲食メニューを座席等に設置して、顧客の注文に応じて座席等で行う食事の提供
- ② 座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供用として注文し、パック詰めにして販売するものは、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

知っここ! 「税務のマメ知識」

【プレミアム商品券】

消費税率の10%への引上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、プレミアム付商品券事業が実施されます。

全国の市区町村が、対象者に対して、25%もお得に買い物ができる「プレミアム付商品券」を発行・販売します。

※おひとりあたり最大2.5万円分の商品券を2万円で購入。

購入いただいた「プレミアム付商品券」は、税率引上げ後の6か月の間、地域の幅広い店舗で日常的なお買い物にご利用いただけます



◆プレミアム商品券購入対象者は？

①住民税非課税の方

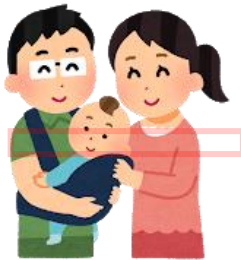
2019年度の住民税(均等割)が課税されていない方
ただし、下記に該当する方は除きます

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方
(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



②学齢3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯の方

2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたお子さまがいる世帯の世帯主



◆購入の流れ(詳細は各自治体にて)

STEP①: 申請

STEP②: 商品券の購入引換券到着

STEP③: 商品券購入

商品券の使用期間は、2019年10月～2020年3月(使用可能期間は市区町村ごとに異なります。)となっておりますので、申請・購入はお早めに!

今月のいろいろ「掲示板」

★標準報酬月額の変定期期★

7月1日現在使用している被保険者に4月、5月、6月に支払った賃金を算定基礎届により届出し、毎年1回、**標準報酬月額を決定**します。

ここで決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月まで使用することになります。よって**10月に支給される給与から新たな標準報酬月額での社会保険料が控除されることとなります。**

※当月分の保険料を当月分給与から控除している企業については、9月に支給される給与から控除になりますので、ご注意ください。



今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

A型	B型	O型	AB型
順調な発展を見せる幸運な月でしょう。特に異性と、リラックスした良好な関係が築けそうです。長い間、ただの知り合い状態という人がいたら、ぜひお話を!	ささいなことで、あなたの存在をあまり良く思わない人が現れそう。意地悪を間接的にされることがあります。問題が表面化する前に、年長者に相談を。	運気は高め! 周囲の協力やバックアップが期待できるため、思い切って大きなことにチャレンジしてみるといいでしょう。周囲との協力体制を第一に	運勢は少々、荒れ模様。できるだけ目立った行動はしないほうがいいでしょう。人の欠点を人前で指摘することは、デリカシーを疑われてしまいますので避けるようにしてください。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48 TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp □http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。
スタッフ一同、心よりお待ちしております。